

いわき市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるための環境整備を推進することを目的に、いわき市子ども読書活動推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の施策の推進に関すること。
- (3) 子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (4) その他、子どもの読書活動に関し、必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する

- 2 委員長は、いわき総合図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、別表に掲げる関連部局からの推薦を受けて、委員長が選任する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、いわき総合図書館において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から実施する。

別表（第3条関係）

部等名	所 属 課 名
福島県教育庁	いわき教育事務所
福島県立高等学校	いわき地区高等学校司書研修会
文化スポーツ室・ 観光交流室	文化振興課、草野心平記念文学館、いわき芸術文化交流館
保健福祉部	地区保健福祉センター
こどもみらい部	こども支援課、こども家庭課
教育委員会	学校教育課、総合教育センター、生涯学習課、 いわき総合図書館